

札幌市エキノコックス症対策実施要領

第1 目的

札幌市におけるエキノコックス症の予防と患者の早期発見・早期治療のための諸対策の強化を図ることにより、市民の健康保持に努めることを目的とする。

第2 実施方針および実施項目

札幌市は、各関係機関および民間団体などの協力を得て、次の事業を実施する。

- 1 衛生教育
- 2 エキノコックス症検診
- 3 媒介（宿主）動物対策
- 4 飲料水対策
- 5 生ごみ対策

第3 実施内容

1 衛生教育

エキノコックスの人への感染、発病を予防するためには、市民一人ひとりの認識を高めた上で行われる対策が最大の効果を期待できることから、衛生教育を最重点の事業として位置付け、エキノコックス症に関する次の事項について、正しい知識の普及啓発を実施する。

- (1) 感染予防に関すること
 - ア 感染源と感染経路について
 - イ 予防の方法について
- (2) 健康診断に関すること
 - ア 健康診断の必要性について
 - イ 実施方法について
- (3) きつね等媒介（宿主）動物に関すること
 - ア 動物性廃棄物（後産、家畜の死体等）等の適正処理について
 - イ 餌付けの危険性について
 - ウ 飼い犬の適正飼育について
- (4) 飲料水に関すること
 - ア 生水等の適正な飲用方法等について
 - イ 飲用井戸等の衛生管理について

2 検診

エキノコックス症は人から人への感染はしないものの、媒介（宿主）動物から感染することにより健康に害を及ぼし、発見が遅れ重症化すると生命にかかわる疾病であることから、患者の早期発見を目的に、市民を対象に第一次検診を実施するほか、感染の疑いのある者を対象に、第二次検診を実施する。

なお、検診の実施方法等については、別途、定める。

3 媒介（宿主）動物対策

保健所長及び関係する部の部長は、協議のうえ、次の対策を実施する。

(1) 感染予防対策

ア きつね……………人の生活環境に近づけないために、畜産業等から排出される動物性廃棄物の適正処理について徹底を図る。

イ 野犬等……………野犬対策を推進する。

(2) 媒介（宿主）動物の疫学調査

媒介動物の死骸を保管し、北海道が実施する検査の検体として提供する。

(3) 媒介（宿主）動物の処分

死亡媒介（宿主）動物は、焼却処分とする。

4 飲料水対策

保健所長及び関係する部の部長は、次の事業を実施する。

(1) 沢水・井戸水等を水源とする飲料水の利用状況の把握を行う。

(2) 沢水・井戸水等の利用世帯等に対して、給水設備の構造および適正な維持管理等について指導する。

5 生ごみ対策

生ごみがきつねの餌とならないよう、効果的な生ごみ対策を実施する。

(1) ごみステーション管理対策

(2) 生ごみの適正排出の指導

附 則

この要領は、昭和63年4月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年8月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。